第百四十八条第二項第一号	収益の分配		収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項に規定する利益の配当
第百四十八条第三項の表第二項の項	第百四十八条第二項第一号	法第六十九条の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百四十八条第二項第一号
第百四十八条第三項の表第三項の項	第百四十八条第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第六十九条の二第一項
	（法	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法第九条の六第四項の規定により読み替えられた法第八十一条の十五の二第一項
第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項	収益の分配		収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項に規定する利益の配当
第百五十五条の三十六第二項第一号	第百五十五条の三十六第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第八十一条の十五の二第一項
第百五十五条の三十六第二項の項	（法	法第八十一条の十五の二第一項	（租税特別措置法第九条の六第四項の規定により読み替えられた法
第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	法第八十一条の十五の二第一項	（租税特別措置法第九条の六第四項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法
第百五十五条の四項第一号	収益の分配		収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項に規定する利益の配当
第百五十五条の四項第一号（	第百五十五条の三十六第二項第一号（	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号（
第百五十五条の四項第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号イ	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号イ
(1)及び(2)	(1)及び(2)	(1)及び(2)	(1)及び(2)
第百五十五条の四項第一号	第百五十五条の三十六第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号
第百五十五条の四項第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号イ	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号イ
(1)及び(2)	(1)及び(2)	(1)及び(2)	(1)及び(2)
第百九十二条の二	第百五十五条の三十六第二項第一号イ(1)及び(2)	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の三十六第二項第一号イ(1)及び(2)
第百四十四条の二の二第一項	第百五十五条の四項第一号イ(1)及び(2)	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の四項第一号イ(1)及び(2)
第二百一条の二第二項	第百九十二条の二	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百九十二条の二
第二百一条の二第二項第一号	第百四十四条の二の二第一項	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第百四十四条の二の二第一項
収益の分配	第二百一条の二第二項	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法第九条の六第四項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第百四十四条の二の二第一項
収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項に規定する利益の配当	第二百一条の二第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号
第二百一条の二第三項の表第二項の項	第二百一条の二第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号
	（法	法第八十一条の十五の二第一項	（租税特別措置法第九条の六第四項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法
第二百一条の二第三項の表第三項の項	第二百一条の二第二項第一号	法第八十一条の十五の二第一項	租税特別措置法施行令第四条の九第九項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた第二百一条の二第二項第一号
	（法	法第八十一条の十五の二第一項	（租税特別措置法第九条の六第四項の規定により読み替えられた法

10　法第九条の六第四項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令の規定の適用については、同令第三条の二第一項から第三項まで及び第四条第三項第一号中「法人税法施行令」とあるのは、「租税特別措置法施行令第四条の九第九項の規定により読み替えられた法人税法施行令」とする。

11　特定目的会社（所得税法第二百二十七条に規定する信託の受託者及び同法第二百二十八条第一項に規定する利子等又は配当等の支払を受ける者に該当する者（以下第十三項までにおいて「準支払者」という。）を含む。）は、個人に対して国内において当該特定目的会社の利益の配当の支払をする場合において、その支払の確定した利益の配当に係る通知外国法人税相当額があるときは、当該通知外国法人税相当額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日から一月以内（準支払者が通知する場合には、四十五日以内）に、当該個人に対し、書面により通知しなければならない。

12　前項に規定する特定目的会社は、同項の書面を同一の者に対してその年中に支払つた利益の配当の額の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該利益の配当に係る通知外国法人税相当額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日（準支払者が通知する場合には、同年二月十五日）までに、同項の個人に対し、書面により通知しなければならない。